

従業員の受入れをお考えの事業主の皆さまへ

受入れ人材育成支援奨励金が拡充されます。 (平成28年10月19日から)

労働移動支援助成金の「受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援・人材育成支援）」は、平成28年10月19日以降の雇入れ分について、助成額が引き上げられます。事業主の皆さまは、ご留意の上、ご利用の検討をお願いします。

受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援）

<助成額の変更>

再就職援助計画などの対象者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇入れ、継続して雇用することが確実である場合に支給される、「受入れ人材育成支援奨励金（早期雇入れ支援）」の助成額が変わります。

変更点 「優遇助成」の助成額を、下表のとおり引き上げます。

優遇
助成

生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「再就職援助計画対象労働者証明書」等に「特例対象者」と記載されている方を雇入れた場合に、優遇助成が適用されます。→対象となるケースについては、裏面をご覧ください。

※改正後の助成額は、雇入れ日が平成28年10月19日以降の場合に適用されます。

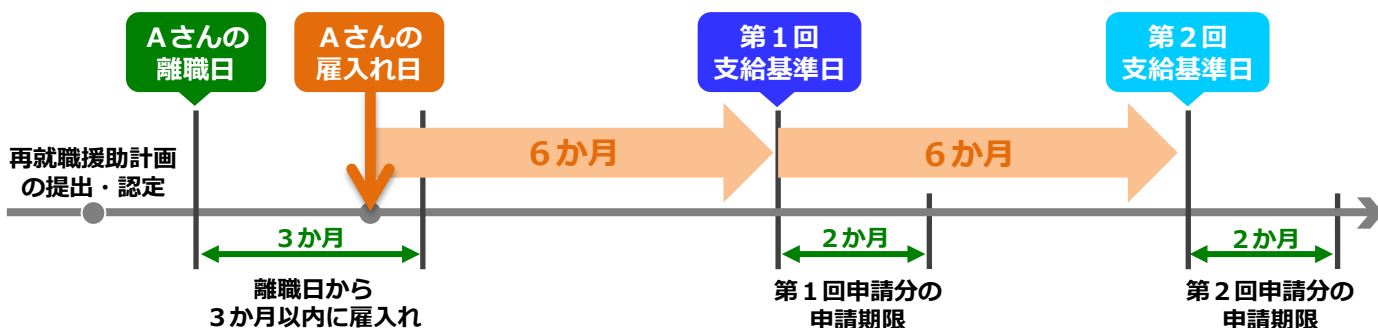
改正前	通常	優遇助成	上限： 500人分/年度
	1人当たり30万円	1人当たり40万円	

↓

改正後	通常	優遇助成	上限： 500人分/年度
	1人当たり30万円 (変更なし)	1人当たり80万円 ※雇入れから6か月後に40万円、 さらに6か月後に40万円を助成	

受給の流れ

※第2回申請分は、上記【優遇助成】に該当する場合のみ対象となります。



受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援）

<助成額の変更>

再就職援助計画などの対象者を雇い入れ、Off-JTのみ、またはOJTとOff-JTを行った事業主に支給される「受入れ人材育成支援奨励金（人材育成支援）」の助成額が変わります。

変更点 Off-JTの賃金助成、OJTの実施助成について、
助成額を引き上げるとともに、「優遇助成」を新設します。

→「優遇助成」の対象となるケースについては、下の「優遇助成の対象」をご覧ください。

※改正後の助成額は、平成28年10月19日以降に提出された職業訓練計画である場合に適用されます。

改正前		通常助成	上限： 5,000万円/年度
Off-JT	賃金助成 (支給対象者1人 1時間あたり)	800円	
	経費助成	実費相当額 上限30万円	
OJT	実施助成 (支給対象者1人 1時間あたり)	700円	



改正後		通常助成	優遇助成	上限： 5,000万円/年度
Off-JT	賃金助成 (支給対象者1人 1時間あたり)	900円	1,000円	
	経費助成	実費相当額 上限30万円		
OJT	実施助成 (支給対象者1人 1時間あたり)	800円	900円	

優遇助成 の対象

生産指標等により一定の成長性が認められる事業所^(※1)の事業主が、株式会社地域経済活性化支援機構の支援を受けて再生計画を策定している事業所等から離職した方^(※2)を雇い入れた場合に適用されます。

(※1) 下記の①～③のいずれかに該当する事業所のこと。

- ① 生産指標（生産量、売上高等）または設備投資額が過去3年間に5%以上伸びていること
- ② □ーカルベンチマーク*の財務分析結果（総合評価点）が「B」以上であること

* □ーカルベンチマーク：

経済産業省がインターネット上において提供する、企業の経営状態を把握するためのツール
(http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/)

- ③ 支給申請を行う年度の直前年度と、その3年度前の生産性を比較することによって算定した生産性の伸び率が6%以上伸びていること。かつ、同期間中に、当該事業主において雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇（退職勧奨を含む）していないこと。

(※2) 「再就職援助計画対象労働者証明書」等に「特例対象者」と記載されている方です。

◆ 詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局にお尋ねください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805.html>(早期雇入れ支援)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000037800.html>(人材育成支援)

◆ 「労働移動支援助成金」については、パンフレット（詳細版）もご参照ください。